

# 一般社団法人 コミュニケーションクオーシェント協会 会員規約

## 第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人コミュニケーションクオーシェント協会（以下本協会とする）の定款に定める会員となった法人、団体または個人に適用します。

## 第2条（会員）

本協会の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とします。

会員は次の4種に分け、正会員をもって民法上の社員とします。

1. 協会会員 本協会の主催するCQBA講座を修了し、アドバイザーとして登録した方
2. 認定会員 本協会の主催する認定カウンセラー講座を修了、資格に合格し、  
カウンセラーとして会員登録した方
  - 2-1 協会認定講師資格は協会規定数のテスト及びアドバイス業務を行い、認定試験に合格した方
3. OQ会員 本協会の主催する組織診断士講座を修了、資格に合格し、  
CQ及びOQに関する専門的な知識や経験を有し企業カウンセラー・コンサルタントとして会員登録した方
  - 3-1 協会認定OQ講師資格は協会規定数のテスト及びアドバイス業務を行い、認定試験に合格した方
4. 法人参与会員 本協会の趣旨に理解があり、本協会の事業に協力し、テストを活用し業務を行う法人・個人事業主の方

## 第3条（入会申込）

1. 協会会員への申込みは、資格取得後に本協会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、入会を申し込むものとします。
2. 認定会員への申込みは、資格取得後に本協会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、入会を申し込むものとします。
3. OQ会員への申込みは、資格取得後に本協会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、入会の申込書を提出し理事会の審査・承認をもって入会とします。
4. 法人参与会員は、理事会の審査・承認をもって入会とします。

## 第4条（会費）

会員は次の各号の定めるところにより会費を納入することとします。

- |            |    |             |
|------------|----|-------------|
| 1. 協会運営協力費 | 年間 | 10,000円(税別) |
| 2. 協会会員    | 月額 | 6,000円(税別)  |
| 3. 認定会員    | 月額 | 15,000円(税別) |

## 第5条（会費の払い戻し）

会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わないものとします。

## 第6条（期間）

会員資格の有効期間は、入会申込日の翌月1日から1年間とします。

有効期間満了日の2ヶ月前までに会員または本協会から相手方に対し書面による意思表示がない場合は有効期間を1年間自動更新するものとします。

#### 第7条（変更の届出）

会員はその名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失します。

1. 退会届を提出したとき
2. 死亡、または失踪宣言を受けたとき
3. 除名されたとき

#### 第9条（除名）

会員が次の各号の一つに該当または、以下の行為が判明した場合、総会の議決をもって除名することができます。その場合、当協会に対してすでに支払った金額の返還はできませんのでご了承ください。

1. 本協会の名誉を汚す行為、提供するサービスを悪用、または、悪用しようとした行為があった場合。
2. 本協会に対して、自己に関する虚偽の情報を与えた場合。
3. 悪戯、公序良俗に反する目的、自己の営利目的営業行為のための利用した場合。
4. 本協会と会員さまとの間に信頼・信用を喪失する行為・事態があった場合。
5. 本協会の信用または品位を傷つけた場合。
6. 正当な理由なく、2ヶ月以上会費を滞納した場合。

その他前条項に準じ会員資格の維持が不相当と認められる場合。

#### 第10条（個人情報）

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。

#### 第11条（その他）

会員活動に於いて規約外の事項が発生した場合は理事会の審査・協議し決定した事項を承認するものとします。

〒600-8491

京都市下京区室町通四条下る鶏鉾町 480 番地

一般社団法人コミュニケーションクオーシェント協会

理事長 江田 幸喜生